

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和2年(2020年)6月1日

彦根市長 大久保 貴

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

| | 種類 | | | | 実施地域等 | | 実施期間 | 実施主体 |
|---|------|------|------|------|---|-------------|-------------|------------|
| | 1号事業 | 2号事業 | 3号事業 | 4号事業 | 地域 | 重点区域との重複の有無 | | |
| 1 | ○ | | | | 彦根市上西川町、本庄町、下岡部町、田原町、上稲葉町、稲里町、賀田山町、千尋町、太堂町、三津町、薩摩町、甲崎町、上岡部町、石寺町、葛籠町、西葛籠町、法士町、野口町、川瀬馬場町、辻堂町、鳥居本町、佐和山町、宮田町、新海町、田附町、南三ツ谷町、日夏町、普光寺町地先 | 無 | R2年度 ~ R6年度 | 広域ひこね運営委員会 |